

社会保険しまね



Illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 「賞与支払届」の提出はお済みでしょうか
- 厚生年金保険料の保険料率が改定されます
- 新人事務担当者説明会のご案内
- 社会保険委員等研修会のご案内
- 年金相談についてのお知らせ
- 協会けんぽの保健事業について

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※今後の発行については9月・11月・1月・3月を予定しています

No. 768

2010.8.20発行

助け合い
生きる安心
社会保険

「賞与支払届」の提出はお済みでしょうか

賞与支払い予定月に、賞与の支給がありましたか？

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に届書の提出が必要です。

はい ↓



●「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。



いいえ ↓

●賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみを提出してください。
※「④支給・不支給」欄の「不支給」に○をしてください。



賞与支払い予定月以外の月に、賞与の支給がありましたか？

はい ↓

●賞与支払予定月からずれて支給があった場合も、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。



いいえ ↓

登録されている賞与支払い予定月の変更、取り消しを希望される場合など、詳しくは、最寄りの年金事務所におたずねください。



FD(フロッピーディスク)による届出については、日本年金機構ホームページの「磁気媒体申請」をご覧ください。



操作方法等に関するお問い合わせは

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)
TEL 0570-000-381 ※IP電話・PHSからは 03-6700-1188
【受付時間】月～金曜日/午前8:30～午後5:15 第2土曜日/午前9:30～午後4:00

厚生年金保険料の保険料率が改定されます

- 平成22年9月分(10月納付分)から、保険料率が**16.058%**に改定されます。
※厚生年金基金加入員および坑内員・船員の保険料率は、別に定められます。
- 賞与についても、9月1日以降に支給する場合は、改定後の保険料率が適用されます。
※保険料控除の計算をされる際には、ご注意ください。



新任事務担当者説明会のご案内

地区	会場	開催日	時間
出雲	ニューウェルシティ出雲(牡丹の間)	9月28日(火)	13:30~16:00

社会保険委員等研修会のご案内

社会保険委員会の事業として、年金委員・健康保険委員および社会保険事務担当者の方々を対象に、次のとおり研修会を開催いたします。

地区	開催日	会場	時間
松江	11月10日(水)	くにびきメッセ(小ホール)	13:00~16:00
出雲	11月12日(金)	ニューウェルシティ出雲	13:00~16:00
浜田	11月9日(火)	いわみーる	13:00~16:00

※詳しい内容および申込方法については、次号(9月20日発行予定)でお知らせいたします。

年金相談についてのお知らせ



年金相談所の開設(9月～11月)

会場	相談日			時間
隠岐の島町ふれあいセンター	9月21日(火)	10月18日(月)	11月11日(木)	13:00～16:00
	9月22日(水)	10月19日(火)	11月12日(金)	9:30～12:00
西ノ島町中央公民館	—	—	11月24日(水)	13:00～16:00
黒木公民館	9月15日(水)	—	—	13:00～16:00
海士町役場	9月16日(木)	—	11月25日(木)	9:30～12:00
大田市役所	9月22日(水)	10月27日(水)	11月24日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	9月28日(火)	10月26日(火)	11月24日(水)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。

■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。

代理の方がお出かけになる場合は、**委任状**が必要です。

年金相談の時間延長と休日開設

松江・出雲・浜田の各年金事務所では、年金相談の時間延長と休日開設を行っています。

受付時間

平日(休日明けを除く)
午前8時30分～午後5時15分

月曜日(休日明けの初日)
【時間延長】午前8時30分～午後7時

土曜相談日(第2土曜日)
【休日開設】午前9時30分～午後4時

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

島根県社会保険協会 共同で開催する年金相談所

相談会場	相談日	時間
安来市庁舎 1階ホール	9月7日(火)	10:00～16:00
美郷町開発センター 1階ホール	9月7日(火)	10:00～16:00
平田支所 会議室	9月9日(木)	10:00～16:00
温泉津まちづくりセンター	9月9日(木)	10:00～16:00
吉賀町役場	9月9日(木)	10:00～16:00

相談会場	相談日	時間
邑南町阿須那公民館	9月14日(火)	10:00～16:00
仁摩まちづくりセンター	9月16日(木)	10:00～16:00

■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。
代理の方がお出かけになる場合は、**委任状**が必要です。

ご存知ですか、協会けんぽの保健事業について

協会けんぽでは、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査(特定健診)及び特定保健指導の実施に伴い、これらを中心とした保健事業に取り組んでいます。

特定健診・特定保健指導では、平成24年度までの実施目標の達成状況※に応じて、平成25年度以降の各保険者が拠出する後期高齢者支援金(高齢者の方々の医療費に充てる支援金)の加算・減算が行われることになっています。

このため、目標未達成の場合、支援金の加算が行われ、皆様にご負担いただく保険料率が上昇する一つの要因となります。

※特定健診・特定保健指導受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

事業者健診と特定健診

特定健診の健診項目は、事業所で実施されている労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)の項目に含まれています。

このため、事業者健診を受診すると特定健診を受診したこととなり、健診結果に基づき、協会けんぽの特定保健指導をご利用いただくことができます。



事業者健診のデータ提供にご協力ください

協会けんぽでは、事業者健診の結果を把握していないため、事業者健診を受診されただけでは協会けんぽで実施する特定保健指導を受けていただくことができません。

そこで、事業者健診の結果データを国が定めるデータ形式で、協会けんぽ島根支部にご提供いただくことにより、

① 特定保健指導を受けることができます(生活習慣病の発症リスクが高い方)

ご提供いただいた事業者健診の結果に基づいて、協会けんぽ島根支部の保健師による無料の保健指導を利用することができます。

特定保健指導では、生活習慣病の発症リスクが高い方に生活習慣を見直すサポート(運動や食生活の改善を中心とした)を行います。



② 医療費の適正化と健康保険料率の上昇の抑制につながります

生活習慣を改善し、生活習慣病の発症を防止することで、将来の医療費の増加が抑制されることにつながります。さらには、健診受診率等の目標達成や医療費の抑制により、将来の健康保険料率の上昇を抑制することにもつながります。

◆ご提供いただいたデータは、個人情報の保護に関する法律、全国健康保険協会個人情報保護管理規程その他関係法律に基づき、確実な漏えい防止策を講じて適切な管理を行います。

〔 全国健康保険協会 HP アドレス <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 〕

事業者健診結果データの提供方法などに関するお問い合わせは、
全国健康保険協会島根支部保健グループ (TEL : 0852-59-5204) まで

◆社会保険しまね 通巻768号◆

発行者／(財)島根県社会保険協会 文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部